【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合）

**第二条の五**　法第二条の二第四項第三号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合）

**第二条の五**　法第二条の二第四項第三号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

（改正前）

（新設）